

平成30年 第9回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年9月11日(火)
午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (16人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 2番 妹尾宗夫 3番 小山正男 4番 長鉾忠明 5番 中山克己
6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴
11番 古林久和 12番 小田明美 13番 新田 孝 14番 曲 美樹
16番 中島寛司 17番 樋口昌子
4. 欠席委員 (3人)
農業委員 1番 福原泰治 10番 山懸将伸 15番 武村一夫
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第45号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 報告第19号 農地転用の制限の例外に係る届出について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局次長 金崎正一 主幹 下平直勲 主事補 梶原千裕 井原実香
7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局次長 それでは、失礼いたします。定刻より多少早いですが、ただいまから平成30年9月総会のほうを開催いたします。

それでは、会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。

9月になりました。きょう朝は涼しくなって、秋の到来かなというような感じのころとなりました。9月になりましても台風21号、また北海道の震度7の大地震がありまして非常に災害がことしは多かったわけですが、またその上にこのような災害が起きてしまいました。きょうの報道でもありますが、41人が地震で亡くなったということでありまして。亡くなられた方には、これよりお悔やみを申し上げたいというふうに思います。また、災害に遭われた方々、早い救済をしてあげなければならないというふうに思います。国の方も全力を尽くされるというふうに思います。被害の方にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

北海道は農業地帯でありまして、あの広いところが、山が崩れてあの無残な姿になったと。地元がああいう形になって、また家族が中に埋もれてしまった。言葉にできないと、これが夢であつたらいいと、夢かもしれないというような錯覚に陥るといふふうに言っておられましたけど、まさにそのとおりだといふふうに思います。我々のふるさとがあのようなことになると、非常に言葉もないといふような状態でございます。

まさに今の時代は何が起きるかわからないといふふうな時代でございますけど、そればかりを心配していても前に進めないといふことで、我々は我々のことをしっかりとやっていこうといふことでございます。取り入れの季節でございます。刈り入れのほうも一時中断しておりますけど、これからいよいよ秋本番といふところで忙しくなっております。しっかりと頑張ればと。農業委員も先頭に立って頑張らなければと。いふふうに思います。皆さんも頑張ってくださいといふふうに思います。

それでは、9月の総会を開会したいといふふうに思います。よろしく願いいたします。

事務局次長 ありがとうございます。

それでは、座って進行のほうをさせていただきます。

本日の欠席委員は3名で、1番委員、10番委員、15番委員よりその旨通知がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員は19名中16名で定足数に達しておりますので、9月

総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

それでは、議事録署名委員は11番、古林久和委員、12番、小田明美委員を指名いたします。

日程2、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主事補

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主事補

議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は1件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、久世の譲受人に、申請農地、田1筆643㎡、畑1筆171㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員

議長。

議長

5番委員。

5番委員

5番です。

8月30日に譲受人と住所を確認し、詳細について話を聞きました。譲受人と譲渡人の関係は、いとこ同士ということです。譲受人は、譲渡人が市外に出たため、長年にわたって管理を頼まれ管理をしてきましたが、ここになって譲渡人より売買の話が持ち上がり、売買により話がまとまって権利移転を行うものでございます。譲受人夫婦と息子さん夫婦で農業を行っており、水稲を中心に全てを作付しております。トラクター、田植え機、管理機等を所有しておりまして、コンバインと乾燥だけは委託に出しておるそうでござい

ますけれども、あとについては全てのものを所有しており、この申請の土地についても今後十分耕作していくものと思われまます。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われまますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑なしと認めまます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めまます。

よって、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されまました。

続きまして、日程3、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願ひいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は3件でございます。

2ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、7月の長雨により墓地の敷地が崩れ修復を検討したが、これまでも墓地が遠方にあり墓参りが困難であったため、家の近くで墓参り及び管理がしやすい土地を選び、申請地、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されまます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されていまます。申請地周辺に影響を受ける農地はございま

せん。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、推進委員さんから報告をお願いいたします。

担当推進委員 はい、議長。

議 長 はい、担当推進委員さんお願いします。

担当推進委員 担当推進委員です。よろしくお願いいたします。

議案1につきましては、去る9月2日に申請人立会のもと、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、現在、
 線を挟んだ自宅向かいで、かつ 裏の山林部に墓地がありますが、降雨により崩壊しかけており、今後を考え、新たに移転整備するものです。申請地の位置ですが、申請地は申請人の自宅すぐ横の畑地で、県道、山林、荒廃地、太陽光発電施設に囲まれた位置となります。周囲の状況ですが、東が県道、山林、西、山林、荒廃地、南、市道、荒廃地、北、太陽光施設。周辺農地への影響ですが、申請地は山林、太陽光施設、県道に囲まれた場所であり、営農条件に特に支障を来すことはないと思われます。その他の指摘事項はございません。

以上、本案件につきまして農地転用はやむを得ないものと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号2でございます。

申請人（勝山）は、建設業を営んでおり、作業場裏の資材置場が手狭になったため、申請地、畑1筆353㎡を、露天資材置場にするため、転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、申請者の施工のため0円です。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 3番委員。

3番委員 3番です。

この2号案件につきましては、担当委員より調査報告書が出されておりますので、これに従いまして説明させていただきます。

9月2日に申請人立ち会いのもと、担当委員が現地確認を行っておられます。転用しようとする事由の詳細についてですが、申請人の親が長年にわた

り耕作を行っておりましたが、近年は耕作せず、シルバー人材センターに依頼をし、草刈りを行っている状況でした。しかし、一昨年申請人の親がお亡くなりになり、申請地の借り手もおらず、今後においても農地を十分に管理できないことから、資材置場に変更するものです。申請地の位置等ですが、申請地は申請人の自宅から南へ約100mほど離れた場所にあり、また申請人の事業所からも西へ約150mほどの場所に位置しております。周囲の状況ですが、東が畑、西が畑、南が畑、北が川となっており、周辺農地への影響ですが、申請地の東、西、南とも申請人の所有地で、申請地と同様、耕作を行っておらず、資材置場に変更しても特に周辺農地に支障を来すことはないと思われま

す。以上のおり、本案件については転用はやむを得ないものであり、特に問題ないと思われま

すのでよろしくお願

議長

ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主幹

3ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人（八束）は、畑1筆9,081㎡のうち2,500㎡の表土を入れかえし、畑地として利用するため一時転用するものでございます。農地区分は農振農用地と判断されますが、農振農用地の例外許可基準、次の（ア）申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること及び（イ）農振法第8条第1項または第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを満たす一時転用に該当しています。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願

議長

それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 はい、議長。

議長

はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、担当委員が調査に行っておりますのでご報告いたしま

す。

この件は、表土を入れかえブルーベリーを栽培するための今回で3回目の申請でございます。申請地の位置は[]の北西約300mで、周囲の状況は、東が畑、西が堆肥舎、南が畑、北が道を挟んで田です。この申請地の周辺への影響ですが、周辺の農地も表土の入れかえということで影響はないと思われまので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は3件となっております。

4ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在の墓地が遠く墓参りが困難なため、実家に近く墓地の管理も容易で墓参りをしやすくするため、申請地、畑2筆39㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、墓地及び参道にするため転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成[]万円、建物施設[]万円。費用の内訳として、[]

■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、横断図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

それでは、番号1につきまして、地区担当推進委員の方が8月31日に現地調査を行っておりますので報告をさせていただきます。

転用しようとする事由の詳細でございますが、譲受人は墓参が大変、大変なところに墓地がありまして、どこかいいところがないかということで物色をしておりまして、おじに当たります譲受人が倉敷に住んでおりまして、こちらのほうの土地があいとるということで、北房の山田のほうに土地が畑としてありますので、そこを利用したらどうならということで話がまとまり、墓地と参道に転用するものでございます。申請地の位置でございますが、中国自動車道の■、ここの北側の山間部にあります。周囲の状況ですが、東が墓地、西が山林、南が高速道路、北が山林というふうになっております。周辺農地への影響ですが、墓地でございますので通風、日照等に影響があるものではございません。

以上、ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（久世）法人は、転用申請地周辺が住宅地であり、建て売り分譲住宅を建築するのに適しているため、申請地、田1筆681㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、建て売り分譲住宅2棟を建築するため転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■万円、土地造成■万円、建物施設■万円。費用の内訳として、■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、横断図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号2番ですけども、地区担当委員さんから調査報告書を預かっておりますので報告をさせていただきます。

8月30日に現地のほうで確認をされております。転用しようとする事由の詳細であります。譲渡人は長年申請地で耕作をされておられましたが、数年前から周囲が団地になりまして、昨年より耕作をすることが困難となっていたところではありますが、その上で譲受人との移転の話がまとまりまして申請を行うものであります。申請地の位置であります。国道313号線、 より西へ約100mの県道に面した場所です。周囲の状況ですが、東、西、南側が全て宅地、北側が県道になっております。周辺農地への影響ですけども、隣接した農地はなく、また地域の水利組合にも住宅に移転をするための同意を得ておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

主幹 5ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、賃借人（久世）は、現在隣接地を所有し資材置場として利用しているが、手狭になったため、申請地、田1筆307㎡を、賃貸し人（市外）から借り受け、露天資材置場にするため転用申請するものでございます。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成 万円。費用の内訳として、 万円。添付書類は、土地利用計画図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 この案件は私が担当ですので、説明をさせていただきます。

現地確認を8月3日に行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、賃貸し人は市外に住んでおられて、農作業が余りできないために大きな農地は利用権設定して耕作をしてもらっております。この農地は耕作をされておらず困っておりましたが、このたび隣接する露天資材置場を所有する賃借人に話をしたところ、この農地を賃貸借で露天資材置場の拡張ということで利用することで話がまとまったものであります。申請地の位置ですが、国道181号線沿いの の を北へ市道を進み、 の手前200mぐらいな位置でございます。周囲は宅地化がどんどん進んでおるところでございます。この農地の東側は市道、西は田、南は商業施設用地、北は畑となっております。周辺農地への影響ですが、田

と畑が隣接してありますが、影響はないものと思われま

す。以上で報告を終わらせていただきます。

これをもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第45号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事補

はい、議長。

議長

はい、事務局。

主事補

議案第45号について朗読いたしますので、6ページをお開きください。

議案第45号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、平成30年9月11日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画の1、利用権設定につきまして、全6筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長

それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

12番委員 12番です。

最初にご説明いただきましたように様式の変更だと、これ何やなと思って私きょうは来たんですが、それはよくわかりました。ところが、先月のを見ると利用計画として総数を、全体では4町分です。そのうち田、畑が何町分ですというものがあって、その後今まで明細がありましたね。ところが、今回はというたら、新しい様式は明細のみのような感じがするんですね。私ら新人ですので、内容を把握するにはこの全体としてこんだけできたんやって、こういうものが毎月わかるのはすごくありがたいことだったんですね。ですから、今回の分はやっぱりこの明細のみで全体表示はないんですかね。やっぱりわかるものもいいですね。

議長
主幹

事務局。

ありがとうございます。事務局側としましても、従前使用していた様式、作物別の情報だとか田畑の集計表、これは事務局としてもすごく有効に利用できた情報だと思います。しかしながら、新しいシステムに移行したことによりまして、その一覧表というものの作成がちょっと難しくなりました。システム上の集計が不可能になってます。ということで、今回のように、例えば6件、件数の少ない案件につきましてはその一覧表に類似する書類を作成することは可能だと思いますが、時期によりましては、もう30、40、50ある時期もあります。そういったことも踏まえて、もうシステムの移行に伴う添付書類につきましても、今回の一覧表のみに今後はなっていこうかと思えます。一覧表を作成しようと思えば、事務局側での集計作業が必要になってくるということになります。

そのほかに前回添付していた書類からかわった点といたしますのは、地目別、作物別の設定面積の表示がありません。また、新規、更新の別の表示もありません。また、契約期間の年数の表示もありません。先ほど言いました作物名の表示もありません。利用目的としましては、田、畑、その他の表示のみ、今後はなっていこうかと思えます。

議長
主幹

それは集計はされるんですか、1年たってとか。

ですから、システム上、こういった情報を入力します。従前のシステムだと、その入力した情報が集計された表が出ます、自動的にシステム上、一覧表が作成できるんですが、新しいシステムではその入力情報が一覧表に反映されないの、全て手で作成をしないとイケないということになります。

12番委員 1年たって、これを前のやり方をずっと見てきまして、あっ、これはこういうことかって何とかわかったような状態ですね。はい、これを見て、一読してください、よろしいかって言うて、はいって言いますね。それが今度はこ

れだけになりますと、ますます形骸。よくわかってやっつけられる方はそれでいいのかもわからないんですが、ますますわからないままで、はいつて言うてしまいそうで、これから心配なんです、自分がね。ですから、例えば全容把握ってすごく大事だと思うので、例えば半年に1回であったり、年間にどうなんだってというような、途中で集計を入れるとか、何らかの事務的工夫をしていただいて、我々にわかりやすい、してほしいです。これ要望です。例えば、国の制度だとするんであれば、国に対してそういう言い方をしていかなければならないと思うんです、システム変更にしても。だって、わからないままで会議開いとったって、わからへんのです。よろしく、ぜひよろしくお願いいたします。

主 幹 ありがとうございます。

12番委員さんからのご意見をいただきまして、事務局側としてもシステム情報等々につきまして、改修箇所について既にいろいろとお願いしているところでもあります。先ほど集計、これにつきましてはちょっと前向きに検討をさせていただいて、できれば次回からでも対応が可能であれば、対応させていただくように前向きに検討させていただきます。ありがとうございました。

議 長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号、農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第19号、農地転用の制限の例外に係る届出について、事務局より説明をお願いいたします。

主事補 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

主事補 7ページをお開きください。

報告第19号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

番号1でございますが、届け人及び農地の所在は川上です。畑1筆182㎡

を農業用資材置場及び農作業場にするものです。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議長 質問、意見等ございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。どうぞ。

16番委員 済みません、16番です。

1つ聞きたいことがあるんですが、今は道もよくなりましていいんですが、場所は言いませんけれども、昔からあっていけるような道があるじゃないですか。今はもう表に道のいいのができてるんですが、その道があるところで両サイド農地になってまして、ほんでその道も農地にされてるところがあるんですが、それはそのまま農地として使用されておってもいいんでしょうか。ちょっと教えてください。

議長 事務局、どうですか。

主幹 それは昔の赤線の道があって、その途中を両サイド農地があって、この部分を耕作してるという感じで。

16番委員 そうです、農地になってます。別に問題はない言やあ、それで。

主幹 いや、その奥側の受益者といいますか、その赤線道を利用される方っていうのは。そこを使われている奥側はどういう状態なんですか。遊休地。

16番委員 赤線道がこうあったとして、両側は農地がありまして、その途中がなくなるというか、農地として全部使うというか。すぐこっちの道があるんで別に問題はないと……。

11番委員 周辺農地には問題ないんだけど、結局その赤線が無断使用しとるということに対する問題点がどうかっちゃうことやね。

16番委員 そうです。

12番委員 勝手にしてええんか。

11番委員 本当はそれは違法ですから。

16番委員 どうなんでしょうか。

11番委員 国有地ですから。あらかたか何かされてなかったら、それは当然国有地ですから、そこを無断で売却して農地にすることは違法です。ただ、それをどこでどういうふうに取り締まるか、誰が通っていくのか。それはもう任せます。

主幹 そうですね。単純に考えても余りいい事例ではないと思うので、その場所は

後で教えていただくことはできますか。

16番委員 別にいいですよ。

主 幹 現地確認等も必要かと思えますんで、事実確認等を行いまして、所要の手続を踏むようにしたほうがいいと思えます。よろしいですか。

議 長 今は使用されてない赤線道はたくさんあると思えます。今後の課題だろうというふうに思えますけど。

ほかにはございませんか。どうぞ。

8番委員 この総会できょうは議事録署名委員に11番さんと12番さんが指名されたんですが、ことしは署名も何もしてないような気がするんですけど、この点はどうなっとんですか。

7番委員 署名しました。

8番委員 俺は先々月だったんだけど、何もなし、その前も何もしてないと。

11番委員 あれは割と期間をあけてから来られますから。

主 幹 ですね。議事録の作成が結構時間がかかりまして、それが届いた後にということになるかと思えますので、しばらく時間がかかります。また、ご連絡させていただきます。ありがとうございます。

議 長 ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。

事務局のほうから、よろしいですか。

それでは、これをもちまして9月総会を閉会したいというふうに思えます。

10月総会は10月10日水曜日の午前10時からですので、よろしく願いいたします。

(午前10時40分 閉会)